

平成20年4月から 新しい高齢者医療制度がスタートします

1回目

平成20年4月1日から、現在の「老人保健制度」が変わって、新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。

そこで、今月からシリーズで、この制度の概要をお知らせします。

後期高齢者医療制度とは？

現在は、75歳（一定の障がいのあるかたは65歳）以上のかたは、国民健康保険や健康保険組合などに加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていますが、平成20年4月からは新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

したがって、現在は病院などにかかる場合には、保険証と医療受給者証の二つを窓口に出していますが、平成20年4月からは後期高齢者医療制度の保険証一つとなります。

現在の老人保健制度と何が変わりますか？

医療を受けるときの自己負担は？

老人保健で医療を受けるときと同じです。一般のかたは1割負担、現役並みの所得のあるかたは3割負担となります。

保険料の負担はどうなりますか？

一人ひとりが保険料を納めることとなります。今まで保険料を払っていなかった健康保険組合などの被扶養者のかたも保険料を負担することとなります。

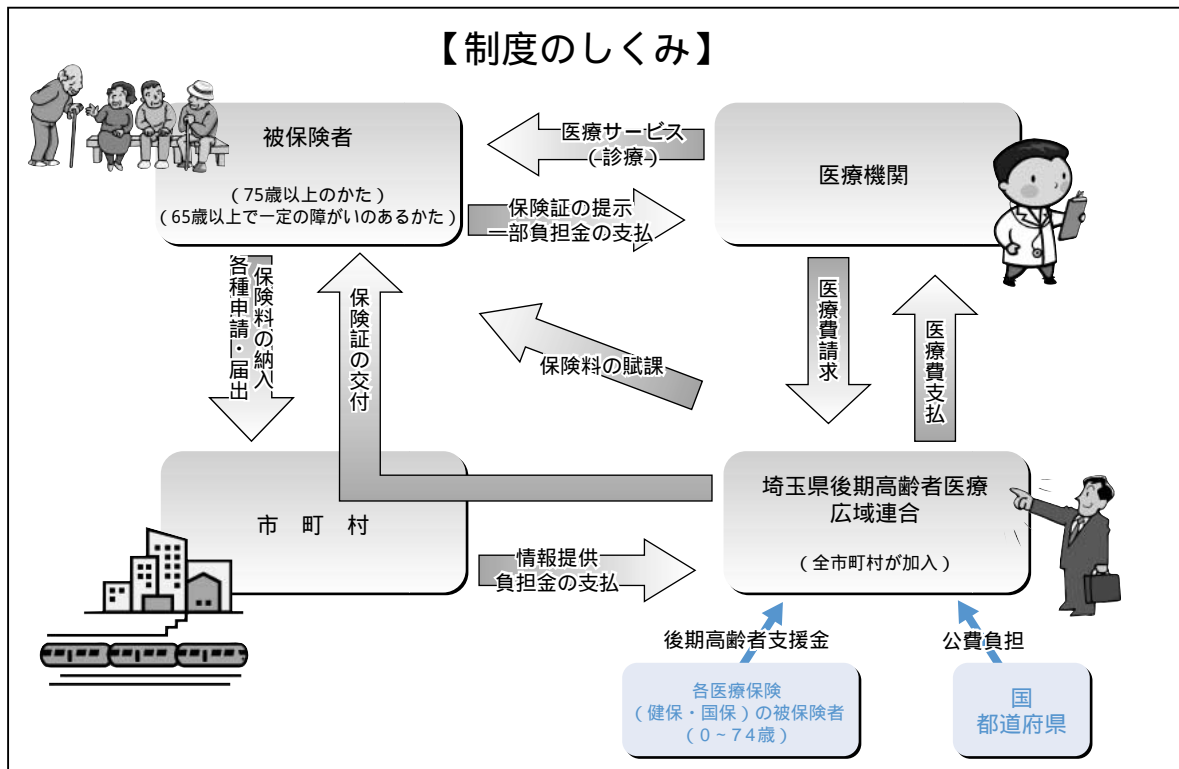
保険料の額は、広域連合（県内の全市町村が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合）が決定し、保険料は、原則として年金から天引き（特別徴収）されます。

現在加入している医療制度からどうなりますか？

75歳（一定の障がいのあるかたは65歳）以上のかたは、すべて、現在加入している医療保険から、この新しい「後期高齢者医療制度」の被保険者になります。

保険証はどうなりますか？

被保険者一人ひとりに保険証が配布されます。



問合せ 保険年金課国民健康保険税係 内線142・147

埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048(833)3222

埼玉県後期高齢者医療広域連合ホームページ <https://www.saitama-koukikourei.org/>